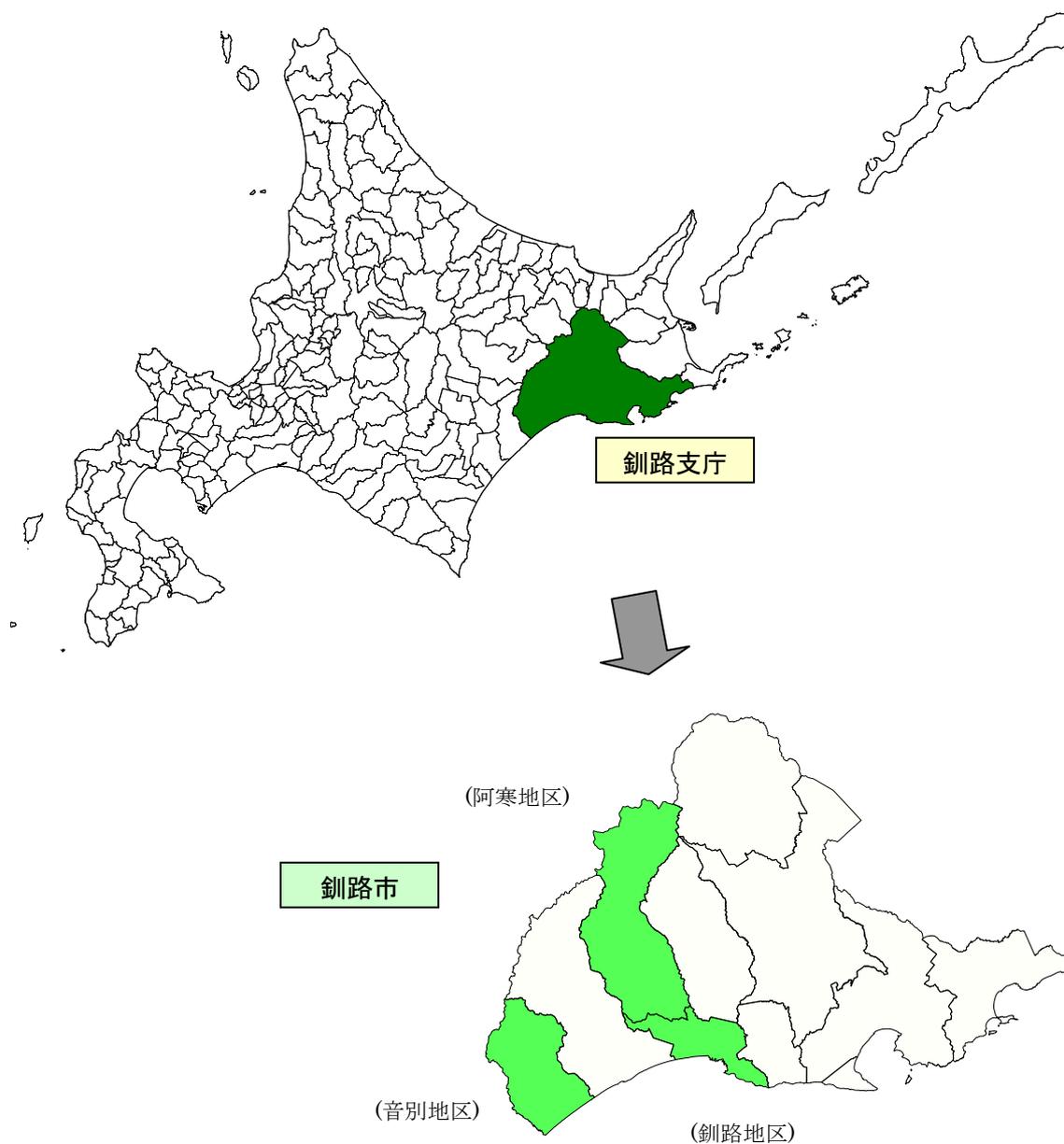


### 3 計画区域

本計画の対象区域は、本市の行政区域全域とします。施策の推進に当たっては、行政区が飛び地となっており、※釧路広域連合や釧路支庁管内の町村と連携を図りながら、各関係する法令等の動向も踏まえ広域的なごみ処理の可能性について、研究を進めていく必要があります。



#### 4 計画期間

本計画の期間は、長期的な展望にたったごみ処理施策を推進することを考慮し、平成21年度から平成30年度までの10年間とします。

また、近年のごみ処理を取り巻く急速な社会環境の変化に対応するため、概ね5年後を中間目標年次として、計画の達成状況等を踏まえ必要な場合は、見直しを行うこととします。

なお、本計画の推進に影響を与えるような社会情勢やごみ処理状況の変化、並びに関係する法制度の大幅な改正があった場合などは、必要に応じて見直しを行います。



年度	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
内 容	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">           計画期間         </div>									
	計画開始年次									中間目標年次